

福祉用具及び住宅改修について

1 保険給付の対象の見直し

保険給付の対象について、2015年（平成27年）4月1日から次のとおり見直されます。

| 区 分 | 種目・種類 | 見直しの内容 |
|----------------|---------------|---|
| (介護予防)福祉用具貸与 | 車いす | 「介助用電動車いす」を追加する。 |
| | 認知症老人徘徊感知機器 | 外部との通信機能を有するものについて、給付対象となる福祉用具と給付対象外の通信機能部分が分離できる場合に限る。給付の対象とする。 ※通信機能部分や通信費用は自己負担 |
| 特定(介護予防)福祉用具販売 | 腰掛便座 | 「水洗ポータブルトイレ」を追加する。 ※設置に要する費用は自己負担 |
| (介護予防)住宅改修 | 洋式便器等への便器の取替え | 「便器の位置・向きの変更」を追加する。 |

2 (介護予防)福祉用具貸与における特殊寝台付属品の取扱い

(介護予防)福祉用具貸与の種目として定められている特殊寝台付属品は、貸与された特殊寝台又は既に使用している特殊寝台と一体的に使用されるものに限られており、特殊寝台でない寝台と一体的に使用される場合は、保険給付の対象となりません。

なお、「床に設置する手すり」や「床と天井で固定する手すり」など、特殊寝台でない寝台と組み合わせが可能である福祉用具であって、福祉用具貸与や住宅改修の対象となるものもあります。

つきましては、適切なサービスを提供するとともに、誤って算定している場合は、過誤調整により介護報酬を返還してください。